

## 誓約書

私は、「令和3年度群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金【飲食店・第3弾】（要請期間：8月7日～8月31日）早期支給分」の申請にあたっては、下記の内容について、誓約します。

- 1 申請書の記載内容について、事実と相違ありません。
- 2 県の要請に応じて、要請期間の全期間において営業時間短縮等を必ず遵守します。
- 3 要請期間中、営業時間の短縮や、酒類提供に関する要請に応じていることを店頭やホームページ等で周知します。
- 4 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施し、これを遵守しています。また、引き続きこれを遵守します。
- 5 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。また、有効期間内です。
- 6 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当する者ではありません。
  - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - 五 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 7 群馬県から追加書類の提出等の求めがあった場合は、これに応じ、協力します。
- 8 早期支給分の支給を受けた場合、必ず要請期間終了後に本申請を行います。その際、必要書類を全て提出します。
- 9 支給要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給対象外であることが発覚した場合又は本申請を行わない場合は、早期支給分の協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- 10 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察、保健所等）に求めに応じて提供することに同意します。
- 11 協力金の不正受給が確認された場合、事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。

令和 年 月 日

群馬県知事 あて

申請者住所 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

※法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。

※個人事業主の場合は、「法人名」の記載は不要です。